

事業報告書

(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 徳永外科医院
① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2
- (3) 設立認可年月日 平成13年10月11日
- (4) 設立登記年月日 平成13年10月25日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 徳永外科医院	福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 附帯業務 なし
- (3) 収益業務 なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会で決議又は同意した事項

令和2年11月18日 令和1年度決算の決定

令和3年9月21日 令和3年度予算の承認

以上

様式 2

法人名 医療法人 徳永外科医院
所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2

財 産 目 録
(令和3年9月30日現在)

1、資 産 額 62,418 千円
2、負 債 額 28,720 千円
3、純 資 産 額 33,698 千円

(内訳)		(単位 千円)
内訳		金額
A	流 動 資 産	30,103
B	固 定 資 産	32,315
C	資 産 合 計 (A+B)	62,418
D	負 債 合 計	28,720
E	純 資 産 (C-D)	33,698

土地及び建物について

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 徳永外科医院
 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2

貸借対照表
 (令和3年9月30日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	30,103	I 流動負債	18,720
II 固定資産	32,315	II 固定負債	10,000
1有形固定資産	2,336	(うち医療機関債)	()
2無形固定資産	225	負債合計	28,720
3その他の資産 (うち保有医療機関債)	29,754 ()	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	15,000
		II 積立金 (うち代替基金)	18,698 ()
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	33,698
資産合計	62,418	負債・純資産合計	62,418

様式4-2

法人名 医療法人 徳永外科医院
 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2

損益計算書

(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

(単位 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,094
2 事業費用	59,769
本来業務事業利益	△ 2,675
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 2,675
II 事業外収益	1,396
III 事業外費用	122
経常利益	△ 1,401
IV 特別利益	52
V 特別損失	22
税引前当期純利益	△ 1,371
法人税等	208
当期純利益	△ 1,579

様式5

法人名 医療法人 徳永外科医院

所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目2番地2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該	該当なし					

(取引条件および取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該当なし				

(取引条件および取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳永外科医院
理 事 長 徳永 茂樹 殿

私は、医療法人 徳永外科医院の令和2会計年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和3年11月11日

医療法人 徳永外科医院
監 事 山本 秋子